

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案 新旧対象条文

一	公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）	1
二	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	2
三	鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）	3
四	積立式宅地建物販売業法施行令（昭和四十六年政令第三百四十五号）	4
五	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	5
六	新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	6
七	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	7
八	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）	8
九	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）	9
十	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	10
十一	船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）	11
十二	関西国際空港株式会社法施行令（昭和五十九年政令第二百三十九号）	12
十三	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行令（昭和六十一年政令第六十七号）	13
十四	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行令（昭和六十二年政令第五十号）	14
十五	中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行令（平成十年政令第二百一十一号）	15
十六	成田国際空港株式会社法施行令（平成十六年政令第五十号）	16
十七	高速道路株式会社法施行令（平成十七年政令第二百一十一号）	17

<p>改 正 案</p>	<p>第一条 略                  ②④ 略                  ⑤ 第二項及第三項ノ規定ハ会社分割ノ場合ニ於テ出願ニ係ル事業ヲ承継シタル会社ガ会社分割前ノ会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二項中相続開始ノ日トアルハ会社分割ノ登記ノ日トス</p>
<p>現 行</p>	<p>第一条 略                  ②④ 略                  ⑤ 第二項及第三項ノ規定ハ会社ノ分割ノ場合ニ於テ出願ニ係ル事業ヲ承継シタル会社ガ分割前ノ会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二項中相続開始ノ日トアルハ分割ノ登記ノ日トス</p>

改 正 案	現 行
<p>（事務所備付簿書） 第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 区画整理会社にあつては、株主名簿、株主総会の議事録、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>四・五 略</p>	<p>（事務所備付簿書） 第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 区画整理会社にあつては、株主名簿又は社員名簿、株主総会又は社員総会の議事録、営業報告書、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>四・五 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十五条の二の割合） 第五条 法第十五条の二の割合は、<u>資本金</u>の総額に対し年五分とする。</p>	<p>（法第十五条の二の割合） 第五条 法第十五条の二の割合は、<u>資本</u>の総額に対し年五分とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（積立式宅地建物販売業者の資本又は出資の額）            第四条 法第五条第一項第一号に規定する金額は、十以上の事務所（法第三条第一項に規定する事務所をいう。）を有する法人にあつては五千万円、その他の法人にあつては二千万円とする。</p>	<p>（積立式宅地建物販売業者の資本又は出資の額）            第四条 法第五条第一項第一号に規定する金額は、十以上の事務所（法第三条第一項に規定する事務所をいう。）を有する法人にあつては五千万円、その他の法人にあつては二千万円とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（許可に係る資本金又は出資の額）            第四条 法第七条第一号の政令で定める金額は、法第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人で主務省令で定めるもの以外のものにあつては一億円、同項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする法人及び当該主務省令で定める法人にあつては二千万円とする。</p>	<p>（許可に係る資本又は出資の額）            第四条 法第七条第一号の政令で定める金額は、法第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人で主務省令で定めるもの以外のものにあつては一億円、同項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする法人及び当該主務省令で定める法人にあつては二千万円とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（譲受人の公募をしない造成宅地等）</p> <p>第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等</p> <p>2 三の二 略</p>	<p>（譲受人の公募をしない造成宅地等）</p> <p>第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社又は有限会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等</p> <p>2 三の二 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十条の政令で定める額）            第六条 法第六十条の政令で定める額は、指定保証機関の資本金の額、資本準備金の額、利益準備金の額及び保証基金の額の合計額に四十を乗じて得た額とする。</p>	<p>（法第六十条の政令で定める額）            第六条 法第六十条の政令で定める額は、指定保証機関の資本の額、資本準備金の額、利益準備金の額及び保証基金の額の合計額に四十を乗じて得た額とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（申請者）                  第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるものとする。                  一 略                  二 法第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは前号に掲げる者がその総株主の議決権の過半数を保有している株式会社又はこれらの規定に掲げる者がその社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半数を占めている合名会社、合資会社若しくは合同会社であつて、住宅を建設して賃貸する事業を営むもの。</p>	<p>（申請者）                  第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるものとする。                  一 略                  二 住宅を建設して賃貸する事業を営む合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、法第二条第一項第一号若しくは第二号又は前号に掲げる者が、合名会社及び合資会社にあつてはその法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占めているもの、株式会社及び有限会社にあつてはその法人の議決権の過半数を保有しているもの。</p>

改正案	現行
<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四 略</p>	<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節若しくは第九節、破産法（平成十六年法律第七十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四 略</p>

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例が適用される者等） 第四十七条 法第七百七条第二項第二号の政令で定める者は、同項第一号に掲げる者がその総株主の議決権の過半数を保有している株式会社又は同号に掲げる者がその社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半数を占めている合名会社、合資会社若しくは合同会社であつて、住宅を建設して賃貸する事業を営むものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例が適用される者等） 第四十七条 法第七百七条第二項第二号の政令で定める者は、住宅を建設して賃貸する事業を営む合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、同項第一号に掲げる者が合名会社及び合資会社にあつてはその法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占めているもの、株式会社及び有限会社にあつてはその法人の議決権の過半数を保有しているものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（油受取人の事業活動を支配する者）            第四条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。</p>	<p>（油受取人の事業活動を支配する者）            第四条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社又は有<del>限</del>会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第九条第二項の代わり社債券等の発行）</p> <p>第五条 関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、社債券又はその利札を失つた者に交付するために法第九条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該社債券又は利札を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人たる政府が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人たる政府が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>（法第十八条第二項の代わり社債券の発行）</p> <p>第六条 前条の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するために法第十条第二項の代わり社債券を発行する場合について準用する。この場合において、前条中「社債券又は利札の番号」とあるのは「社債券の番号」と、「当該社債券又は利札を失つた者」とあるのは「当該社債券を失つた者」と、「附属する利札若しくは当該失われた利札」とあるのは「附属する利札」と、「保証人たる政府」とあるのは「保証人」と読み替えるものとする。</p>	<p>（法第九条第二項の代わり債券等の発行）</p> <p>第五条 関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、債券又はその利札を失つた者に交付するために法第九条第二項の代わり債券又は代わり利札を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該債券又は利札を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人たる政府が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人たる政府が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>（法第十八条第二項の代わり債券の発行）</p> <p>第六条 前条の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために法第十条第二項の代わり債券を発行する場合について準用する。この場合において、前条中「債券又は利札の番号」とあるのは「債券の番号」と、「当該債券又は利札を失つた者」とあるのは「当該債券を失つた者」と、「附属する利札若しくは当該失われた利札」とあるのは「附属する利札」と、「保証人たる政府」とあるのは「保証人」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（代わり社債券の発行）</p> <p>第一条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第二条 第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）は、社債券を失つた者に交付するために法第十条第二項の代わり社債券を発行する場合には、東京湾横断道路建設事業者が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、東京湾横断道路建設事業者は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは東京湾横断道路建設事業者及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を東京湾横断道路建設事業者（東京湾横断道路建設事業者の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなること</p> <p>が確実と認められる保証状を徴するものとする。</p>	<p>（代わり債券の発行）</p> <p>第一条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第二条 第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）は、債券を失つた者に交付するために法第十条第二項の代わり債券を発行する場合には、東京湾横断道路建設事業者が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該債券を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、東京湾横断道路建設事業者は、当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札について利子の支払をしたときは東京湾横断道路建設事業者及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を東京湾横断道路建設事業者（東京湾横断道路建設事業者の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなること</p> <p>が確実と認められる保証状を徴するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（代わり社債券の発行）</p> <p>第一条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「法」という。）<u>第一条第三項に規定する会社（以下「会社」という。）は、社債券を失つた者に交付するために法第五条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失つた者の証拠を提出させなければならぬ。</u>この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札につきは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなる。</p>	<p>（代わり債券の発行）</p> <p>第一条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「法」という。）<u>第一条第三項に規定する会社（以下「会社」という。）は、債券を失つた者に交付するために法第五条第二項の代わり債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該債券を失つた者の証拠を提出させなければならぬ。</u>この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札につきは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第八条第二項の代わり社債券等の発行） 第五条 法第四条第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定会社」という。）は、<u>社債券又はその利札を失った者に交付するために法第八条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合には、指定会社が適当と認める者に当該失われた社債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該社債券又は利札を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。</u>この場合において、必要があるときは、指定会社は、<u>当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは指定会社及びその保証人たる政府が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を指定会社（指定会社の保証人たる政府が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補てんすることとなる</u>ことが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>（法第十五条第二項の代わり社債券の発行） 第六条 前条の規定は、<u>指定会社が、社債券を失った者に交付するために法第十五条第二項の代わり社債券を発行する場合について準用する。</u>この場合において、前条中「<u>社債券又は利札の番号</u>」とあるのは「<u>社債券の番号</u>」と、「<u>当該社債券又は利札を失った者</u>」とあるのは「<u>当該社債券を失った者</u>」と、「<u>附属する利札若しくは当該失われた利札</u>」とあるのは「<u>附属する利札</u>」と、「<u>保証人たる政府</u>」とあるのは「<u>保証人</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（法第八条第二項の代わり債券等の発行） 第五条 法第四条第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定会社」という。）は、<u>債券又はその利札を失った者に交付するために法第八条第二項の代わり債券又は代わり利札を発行する場合には、指定会社が適当と認める者に当該失われた債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該債券又は利札を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。</u>この場合において、必要があるときは、指定会社は、<u>当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは指定会社及びその保証人たる政府が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を指定会社（指定会社の保証人たる政府が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補てんすることとなる</u>ことが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>（法第十五条第二項の代わり債券の発行） 第六条 前条の規定は、<u>指定会社が、債券を失った者に交付するために法第十五条第二項の代わり債券を発行する場合について準用する。</u>この場合において、前条中「<u>債券又は利札の番号</u>」とあるのは「<u>債券の番号</u>」と、「<u>当該債券又は利札を失った者</u>」とあるのは「<u>当該債券を失った者</u>」と、「<u>附属する利札若しくは当該失われた利札</u>」とあるのは「<u>附属する利札</u>」と、「<u>保証人たる政府</u>」とあるのは「<u>保証人</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案

（代わり社債券の発行）

第八条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、社債券を失った者に交付するために法第九条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、もしくは消却のための買い入れをし、又は当該失われた社債券が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

附則

（代わり社債券等の発行）

第七条 第八条の規定は、会社が、社債券又はその利札を失った者に交付するために法附則第十五条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合について準用する。この場合において、第八条中「社債券の番号」とあるのは、「社債券又は利札の番号」と、「当該社債券を失った者」とあるのは、「当該社債券又は利札を失った者」と、「附属する利札」とあるのは、「附属する利札若しくは当該失われた利札」と、「保証人」とあるのは、「保証人たる政府」と読み替えるものとする。

現行

（代わり債券の発行）

第八条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、債券を失った者に交付するために法第九条第二項の代わり債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該債券を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買い入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

附則

（代わり債券等の発行）

第七条 第八条の規定は、会社が、債券又はその利札を失った者に交付するために法附則第十五条第二項の代わり債券は代わり利札を発行する場合について準用する。この場合において、第八条中「債券の番号」とあるのは、「債券又は利札の番号」と、「当該債券を失った者」とあるのは、「当該債券又は利札を失った者」と、「附属する利札」とあるのは、「附属する利札若しくは当該失われた利札」と、「保証人」とあるのは、「保証人たる政府」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（代わり社債券等の発行）</p> <p>第三条 会社（法第一条に規定する会社をいう。以下この条において同じ。）は、社債券を失った者に交付するために法第十一条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失ったことの証拠を提出させなければならぬ。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは、会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>附則</p> <p>（代わり社債券等の発行）</p> <p>3 第三条の規定は、前項に規定する会社が、社債券又はその利札を失った者に交付するために法附則第三条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合について準用する。この場合において、第三条中「社債券の番号」とあるのは「社債券又は利札の番号」と、「当該社債券を失った者」とあるのは「当該社債券又は利札を失った者」と、「附属する利札」とあるのは「附属する利札若しくは当該失われた利札」と、「保証人」とあるのは「保証人である政府」と読み替えるものとする。</p>	<p>（代わり債券等の発行）</p> <p>第三条 会社（法第一条に規定する会社をいう。以下この条において同じ。）は、債券を失った者に交付するために法第十一条第二項の代わり債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該債券を失ったことの証拠を提出させなければならぬ。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた債券に附属する利札について利子の支払をしたときは、会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補てんすることとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。</p> <p>附則</p> <p>（代わり債券等の発行）</p> <p>3 第三条の規定は、前項に規定する会社が、債券又はその利札を失った者に交付するために法附則第三条第二項の代わり債券又は代わり利札を発行する場合について準用する。この場合において、第三条中「債券の番号」とあるのは「債券又は利札の番号」と、「当該債券を失った者」とあるのは「当該債券又は利札を失った者」と、「附属する利札」とあるのは「附属する利札若しくは当該失われた利札」と、「保証人」とあるのは「保証人である政府」と読み替えるものとする。</p>